

[第12分科会]

## 「生活再建のための特定調停の利用を促進する決議」

多重債務者の生活再建のためには、破産、民事再生や弁護士・司法書士の任意整理と並んで本人申立でも簡易に利用できる制度としての特定調停の利用が保証されなければならない。

特定調停は、平成12年から施行された制度であり、過払い訴訟に関する最高裁判決の理論的決着を見るまでのピーク時であったの平成15年度の53万7071件に比較すると、近時の特定調停の申立件数は半減につぐ半減を繰り返し、昨年1年間の申立件数はこの平成15年ピーク時の20分の1近くまで激減している。これは、この間の過払い訴訟の増加や弁護士・司法書士の積極的な任意整理交渉の結果、過払い金返還によって調停申立に至らずに解決した件数の増加に伴うものと理解されるが、現在残っている多重債務者の多数は取引期間が短く、また業者の約定金利も引き下げられた以降の借り入れであることも多く、今後過払い金回収による解決は強く期待できない。多重債務の背景には貧困があり、過払い金回収による専門家報酬支払の目処が立たない多重債務者にとって、弁護士・司法書士の利用を選択するについては法律扶助を利用するにしても経済的なハードルがある。このようなことからすれば、本人申立て残債務の確定と長期分割での支払条件の策定を廉価な手続費用負担で可能とする特定調停制度は、現在、改めてその存在意義が見直される必要がある。

しかしながら、この特定調停においては、とりわけ平成17年度以前に取引履歴を全て開示せずに調停もしくは17条決定を成立させている例が見られる。これらについては特定調停手続そのものに瑕疵がある。当事者の錯誤により成立したものであることから、本来、これらは無効とされるべきであるが、貸金業者側は容易にこれを認めようとせず、過去の調停による被害者が生じている。

また、不動産担保ローンについての特定調停においては、将来利息カットの要請に応じない貸金業者が多く、このことが多重債務者の生活再建に支障を来している。

このような特定調停の機能的問題性も現存していること、国民の意識としてはまだまだ裁判所は怖いところであり、調停手続は密室で行われていることで敷居を高く感じている多重債務者が多いことから、現在、特定調停の利点が十分活用されていないことが近時の申立件数の激減となって現れているものと見ることもできるのである。

上記のような現状に鑑み、当分科会では、各地の裁判所に対し、つぎのような対応を求める。

- 1 簡易裁判所は、つぎのような適切な調停手続を利用者に保証すること
  - ① 貸金業者に対する取引履歴の取引当初からの全開示
  - ② 将来利息のみならず最終取引日以降の利息・損害金のカット
  - ③ 36回などの回数を限定しない長期分割弁済による解決
- 2 簡易裁判所は、不動産担保ローン事案においても積極的に17条決定を活用すること
- 3 裁判所は、調停手続の瑕疵により特定債務者の財産権を剥奪している結果がある事実を放置せず、その救済として積極的に調停錯誤無効を認めること
- 4 簡易裁判所は、特定調停が本来市民に開かれたものであることを理解してもらうために、その手続の改善を世間に示し、かつ、継続して調停委員の能力の向上に努めること

以上のとおり、決議する。

2011（平成23）年11月26日

第31回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会 第12分科会参加者一同